

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）附則第7条の規定に基づき、公共工事の前金払をする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「公共工事」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。

2 この規則において「中間前金払」とは、令附則第7条の規定により、既にした前金払に追加してする前金払をいう。

(前金払の対象及び割合等)

第3条 前金払（中間前金払を除く。以下同じ。）の対象となる公共工事は、1件の請負代金額が300万円以上のものとする。

2 前金払の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土木建築に関する工事（次号及び第3号に該当するものを除く。）にあつては、請負代金額の10分の4以内の額とし、5,000万円を超えないものとする。
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び土木建築に関する工事に関する調査又は測量にあつては、請負代金額の10分の3以内の額とし、1,000万円を超えないものとする。
- (3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造にあつては、請負代金額の10分の3以内の額とし、5,000万円を超えないものとする。

3 前項の規定により算出した前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

4 第2項の限度額については、能登町に主たる営業所を置く事業者又は特定建設工事共同企業体の代表者が能登町に主たる営業所を置く事業者には適用しない。

(中間前金払の対象及び割合等)

第4条 前条第2項第1号の規定により前金払をした公共工事で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものについては、中間前金払をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2以内の額とし、既に支払った前金払との合計額が5,000万円を超えないものとする。

3 前項の規定により算出した中間前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

4 第2項の限度額については、能登町に主たる営業所を置く事業者又は特定建設工事共同企業体の

代表者が能登町に主たる営業所を置く事業者には適用しない。

(前金払の制限)

第5条 町長は、前2条の規定にかかわらず、当該工事の性質上又はその他特に必要があると認めるときは、前金払若しくは中間前金払をしないこと又はそれぞれの額を減額することができる。

(債務負担行為に係る契約における前金払及び中間前金払の特例)

第6条 債務負担行為に係る工期が2年度以上にわたる契約における前金払及び中間前金払は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該契約に基づく各会計年度の出来高予定額に対してするものとする。この場合における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額」と、第4条第1項第1号及び第2号中「工期」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第3号及び同条第2項中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額」とする。

(中間前金払と部分払の選択)

第7条 中間前金払の対象となる工事の請負者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択するものとする。この場合において、契約締結後の変更はいかなる場合も認めないものとする。

2 工期が2年度以上にわたる場合の会計年度末における部分払は、前項の部分払に含めないものとする。

(前金払の申請等)

第8条 前金払の支払を受けようとする者は、契約締結後、前金払承認申請書(様式第1号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその可否を決定し、前金払決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定によって承認の通知を受けた申請者は、前払金請求書(様式第3号)に、保証事業会社の発行した前払金保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

4 前項の規定による保証事業会社が発行する保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、保証事業会社が定め、町長が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、申請者は当該保証書を提出したものとみなす。

(中間前金払の申請等)

第9条 中間前金払の支払を受けようとする者は、中間前金払認定申請書(様式第4号)に工事履行報告書(様式第5号)及び町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、第4条第1項各号の要件を満たしているかどうかを審査し、これを適当と認めるときは当該中間前金払の額を決定し、中間前金払認定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定によって認定の通知を受けた者は、中間前払金請求書(様式第7号)に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

4 前項の規定による保証事業会社が発行する保証書の提出に代えて、電磁的方法であって、保証事業会社が定め、町長が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、申請者は当該保証書を提出したものとみなす。

(前払金等の使途範囲)

第10条 前払金(中間前払金を支払ったときは前払金及び中間前払金。以下「前払金等」という。)の使途の範囲は、当該公共工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労

働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(義務違反等による前払金等の返還)

第11条 前払金等の支払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該前払金等の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前条に規定する経費以外の目的に前払金を使用したとき。
- (2) 当該公共工事の契約義務を履行しないとき。
- (3) 当該公共工事に係る請負契約を解除したとき。
- (4) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(遅延利息)

第12条 前条の規定により前払金等を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率の割合で計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(能登町請負工事代価の前金払取扱規則の廃止)
- 2 能登町請負工事代価の前金払取扱規則（平成17年能登町規則第42号。以下「請負工事の前金払取扱規則」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、請負工事の前金払取扱規則の規定によりなされた入札公告、指名通知その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月1日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する

附 則（令和3年3月29日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月6日規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年3月18日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日規則第24号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。